

京都市告示第 70 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 23 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
六軒町通	中京区聚楽廻中町46番地の26地先から	旧	メートル 26.60	メートル 4.40
	同町46番地の27地先まで	新	26.60	6.00
西ノ京緯22号線	中京区聚楽廻東町11番地の2地先から	旧	41.00	3.00 ~ 3.25
	同区聚楽廻中町46番地の2地先まで	新	41.00	3.09 ~ 6.03
山科四ノ宮経33号線	山科区四ノ宮神田町4番地地先から	旧	33.00	4.20 ~ 6.55
	同区竹鼻立原町39番地の1地先まで	新	33.70	4.55 ~ 6.55
吉祥院緯36号線	南区吉祥院東前田町3番地の1地先内	旧	8.20	5.29 ~ 6.00
		新	8.20	5.29 ~ 6.00
嵯峨経1号線	右京区北嵯峨北ノ段町41番地の2地先から	旧	44.60	2.20 ~ 3.06
	同町41番地地先まで	新	44.60	2.40 ~ 3.65
嵯峨経153号線	右京区北嵯峨北ノ段町41番地地先内	旧	46.40	2.20 ~ 2.50
		新	46.40	3.15 ~ 3.16

牛ヶ瀬経164号線	西京区牛ヶ瀬南ノ口町5番地の3地先から	旧	34.80	5.39 ~ 5.40
	同町5番地の12地先まで	新	34.80	6.39 ~ 6.40
洛西第二緯30号線	西京区上桂北ノ口町206番地の1地先内	旧	3.40	8.00 ~ 13.10
		新	3.40	8.00 ~ 13.20
道阿弥町通	伏見区観音寺町205番地の1地先内	旧	40.50	3.55 ~ 4.95
		新	40.50	4.00 ~ 6.80
両替町通	伏見区銀座町二丁目325番地地先内	旧	2.80	5.70 ~ 7.00
		新	2.80	5.70 ~ 9.00
深草緯153号線	伏見区深草車阪町1番地の37地先内	旧	12.00	5.79
		新	12.00	6.00

(建設局土木管理部道路明示課)